

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について（平成18年3月13日保医発第0313003号）（抄） 最終改正：平成28年3月4日

第3 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等（掲示事項等告示第3及び医薬品等告示関係）

13 入院期間が180日を超える入院に関する事項

- (1) 入院医療の必要性が低いが患者側の事情により長期にわたり入院している者への対応を図る観点から、通算対象入院料（一般病棟入院基本料（特別入院基本料、月平均夜勤時間超過減算及び夜勤時間特別入院基本料を含み、医科点数表の注11に規定する療養病棟入院基本料1の例により算定する場合（歯科点数表第1章第2部第1節通則1の規定により医科点数表の例により算定する場合を含む。）を除く。）、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限り、医科点数表の注9に規定する療養病棟入院基本料1の例により算定する場合（歯科点数表第1章第2部第1節通則1の規定により医科点数表の例により算定する場合を含む。）を除く。）及び専門病院入院基本料（医科点数表の注8に規定する療養病棟入院基本料1の例により算定する場合（歯科点数表第1章第2部第1節通則1の規定により医科点数表の例により算定する場合を含む。）を除く。）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関への180日を超える入院（(6)に定める患者の入院を除く。）については、患者の自己の選択に係るものとして、その費用を患者から徴収することができることとしたものである。
- (2)～(5) (略)
- (6) 当該制度は、入院医療の必要性が低いが患者側の事情により入院しているものへの対応を図るためのものであることから、以下の表の左欄に掲げる状態等において実施している患者の入院については、選定療養には該当せず、特別の料金を徴収することは認められないものである。なお、左欄に掲げる状態等にある患者が、退院等により右欄に定める実施期間等を満たさない場合においては、当該月の前月において選定療養に該当していない場合に限り、当該月においても同様に取り扱う。他の病院から転院してきた患者についても同様の取扱いとする。

状 態 等	診療報酬点数	実施の期間等
1 難病患者等入院診療加算を算定する患者	難病患者等入院診療加算	当該加算を算定している期間
2 重症者等療養環境特別加算を算定する患者	重症者等療養環境特別加算	当該加算を算定している期間
3 重度の肢体不自由者（		左欄の状態にある期間

<p>脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。)、脊髄損傷等の重度障害者(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。)、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等(注1参照)</p>	<p>_____</p>	
<p>4 悪性新生物に対する腫瘍用薬(重篤な副作用を有するものに限る。)を投与している状態(注2参照)</p>	<p>動脈注射 ----- 抗悪性腫瘍剤局所持続注入 ----- 点滴注射 ----- 中心静脈注射 ----- 骨髄内注射</p>	<p>左欄治療により、集中的な入院加療を要する期間</p>
<p>5 悪性新生物に対する放射線治療を実施している状態</p>	<p>放射線治療(エックス線表在治療又は血液照射を除く。)</p>	
<p>6 ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態(注3参照)</p>	<p>ドレーン法(ドレナージ) ----- 胸腔穿刺 ----- 腹腔穿刺</p>	<p>当該月において2週以上実施していること</p>
<p>7 人工呼吸器を使用している状態</p>	<p>間歇的陽圧吸入法、体外式陰圧人工呼吸器治療 ----- 人工呼吸</p>	<p>当該月において1週以上使用していること</p>
<p>8 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過又は血漿交換療法を実施している状態</p>	<p>人工腎臓、持続緩徐式血液濾過 ----- 血漿交換療法</p>	<p>各週2日以上実施していること(注4参照) 当該月において2日以上実施していること</p>
<p>9 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態(当該手術を実施した日から起算して30日までの間に限る。)</p>	<p>脊椎麻酔 ----- 開放点滴式全身麻酔 ----- マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔</p>	<p>_____</p>
<p>10 末期の悪性新生物に対する治療を実施している状態</p>	<p>薬剤料(麻薬に限る。)(注5参照) ----- 神経ブロック(注6参照)</p>	<p>左欄の状態にある期間</p>

11 呼吸管理を実施している状態	救命のための気管内挿管 (注7参照)	
	気管切開術(注8参照)	
	酸素吸入(注9参照)	
12 頻回に喀痰吸引・排出を実施している状態(注10参照)	喀痰吸引、干渉低周波去痰器による喀痰排出 気管支カテーテル薬液注入法	当該月において1日あたり8回(夜間を含め約3時間に1回程度)以上実施している日が20日を超えること
13 肺炎等に対する治療を実施している状態	薬剤料(抗生剤に限る。) (注11参照)	左欄の状態にある期間
14 集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の患者(注12参照)	薬剤料(強心剤等に限る。)	
15 15歳未満の患者		左欄の年齢にある期間
16 児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援を受けている患者	_____	当該支援を受けている期間
17 児童福祉法第20条の育成医療の給付を受けている患者	_____	当該給付を受けている期間

注1~12 (略)
(7)~(10) (略)